

自家用電気工作物保安管理業務

仕様書

業務仕様書

1 (業務対象)

本業務は、電気事業法第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法第 43 条に基づく同法施行規則第 52 条第 2 項及び第 52 条の 2 の規定により、「電気工作物の保安管理業務」を外部委託するものである。主な業務内容は、下記のとおりである。

(1) 法定点検

自家用電気工作物の維持及び運用が適切に行われるよう別紙（点検基準）に基づき、定期的に電気工作物の点検、各種測定試験を行うこと。点検実施後は、翌月 10 日までに報告書を 1 部提出するとともに業務対象施設にも 1 部保管すること。また、電子データを 1 部提出すること。電子データはメールでの提出を認める。

なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備の劣化状況を報告する場合は、写真を添付すること。簡易な補修（資材不要など費用が発生せず、現場で対応可能な作業）で対応できる場合は、現場対応すること。

ア 月次点検

原則、隔月 1 回以上とする。ただし、柱上変圧器のある泉浄水所は、毎月 1 回以上とする。

イ 年次点検

原則、停電し設備を停止状態にしてから各種測定試験を毎年 1 回以上実施する。

なお、受配電設備を除く設備の停止は委託者が行う。また、日程については別紙（停電を伴う年次点検の条件）のとおりとする。

(2) 電気事故（故障）対応

電気事故（故障）発生した場合、ただちに出勤し点検（概ね発生から 1 時間以内）を行うこと。点検後、電気事故（故障）の原因調査と受電に必要な措置などを行い、復旧させること。また、再発防止に必要な措置の指導・助言及び必要に応じて臨時点検（原因調査）を実施すること。これに伴う費用は、受託者の負担とする。

(3) 絶縁監視

受託者の負担で、絶縁監視装置を設置し低圧回路の絶縁状態を常時監視すること。警報発生した場合、24 時間体制で出勤し点検を行い、原因調査と受電に必要な措置を行うこと。また、監視装置は定期的（毎年 1 回以上）に動作テストを行い、点検報告書を提出すること。

契約期間終了又は契約解除となった場合は、当該監視装置を受託者の負担で撤去し、現状回復すること。また、設置及び撤去は原則、無停電で実施するものとし、施工前には本市担当職員と協議・打合せすること。

(4) 届出等手続き

本業務を実施するために必要な届出等手続きを受託者の負担で行うこと。

- ア 保安規程届出書
 - イ 外部委託承認申請書
 - ウ その他必要な手続き一切
- (5) 新設又は変更時の竣工試験（工事中の点検を含む）
電気設備の新設又は変更に伴う設計審査及び現場調査、工事中の点検、竣工検査を行うこと。
- (6) 絶縁用保護具の絶縁耐力試験
労働安全衛生規則 351 条に基づき、本市水道部所有の絶縁用保護具（ゴム手袋 1 組）の絶縁耐力試験を 6 ヶ月に 1 回実施し、報告書を提出すること。なお、受託者の絶縁用保護具の絶縁耐力試験を外部委託している場合は、その外部委託先に併せて委託してよいものとする。
- (7) 試験機器の校正
本市水道部所有の下記の機器について毎年 1 回校正を行い、報告書を提出すること。なお、受託者の試験機器の構成を外部委託している場合は、その外部委託先に併せて委託してよいものとする。
- ア 携帯用保護継電器試験器
 - (ア) 型式 **IP-R2**
 - (イ) 製造会社 **ムサシ電機計器製作所**
 - (ウ) 台数 **1 台**
 - イ 接地抵抗計
 - (ア) 型式 **2407**
 - (イ) 製造会社 **横河電機**
 - (ウ) 台数 **2 台（※測定レンジ 100-250-500V と 250-500-1000V）**
 - ウ 絶縁抵抗計
 - (ア) 型式 **TYP3235E**
 - (イ) 製造会社 **横河電機**
 - (ウ) 台数 **1 台**
 - エ **Io・Ior** クランプメーター
 - (ア) 型式 **MCL-400IR**
 - (イ) 製造会社 **マルチ計測器販売**
 - (ウ) 台数 **2 台**
- (8) 業務引継ぎ
受託者は、自家用電気工作物の保安管理を断続的に実施するために、下記の場合において保安管理業務に関わる引継ぎを誠実に行わなければならない。また、これに伴う費用は、受託者の負担とする。
- ア 委託者が指定する者からの引継ぎ

(ア) 業務履行前

イ 委託者が指定する者への引継ぎ

(ア) 契約期間が終了又は契約解除した場合

(イ) 次期保安管理業務（令和 5 年度契約）で受託者以外と契約した場合

(9) その他

ア 分電盤位置図及び機器配置図を作成のうえ、提出すること。

イ 損害賠償責任保険へ加入すること。

2 (契約期間)

契約日から令和 5 年 9 月 30 日 24 時までとする。

このうち、契約日から令和 2 年 9 月 30 日 24 時までは前業務受託者である近畿電設サービス株式会社が保安管理業務を履行するため、受託者は準備期間として、業務引継ぎや業務計画書の作成を行うものとする。

受託者が電気主任技術者を選任し、保安管理業務を履行する期間は、令和 2 年 10 月 1 日 0 時から令和 5 年 9 月 30 日 24 時までの 3 年間とする。ただし、対象施設の一部は、この限りではない。

3 (対象施設)

(1) 蓮間配水場（吹田市青山台 3 丁目 46 番 1 号）

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備（変圧器）容量 200kVA（動力・照明用 200kVA1 台）

ウ 契約電力 24kW

エ 非常用発電機容量 80kVA

オ その他 本施設の業務履行期間を令和 3 年 9 月 30 日 24 時までとする。

(2) 津雲配水場（吹田市津雲台 4 丁目 5 番 3 号）

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備（変圧器）容量 320kVA（動力用 300kVA1 台、照明用 20kVA1 台）

ウ 契約電力 116kW

エ 非常用発電機容量 200kVA

オ その他 令和 3 年 3 月 15 日まで受変電設備周辺で管工事を施工している。

(3) 千里山配水場（吹田市千里山西 4 丁目 28 番）

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備（変圧器）容量 220kVA（動力用 200kVA1 台、照明用 20kVA1 台）

ウ 契約電力 71kW

- エ 非常用発電機 なし
- (4) 佐井寺配水場 (吹田市千里山東 4 丁目 13 番 19 号)
- ア 受電電圧 6,600V
- イ 設備 (変圧器) 容量 170kVA (動力用 150kVA1 台、照明用 20kVA1 台)
- ウ 契約電力 56kW
- エ 非常用発電機 なし
- (5) 片山浄水所【既設】 (吹田市朝日が丘町 25 番 1 号)
- ア 受電電圧 6,600V
- イ 設備 (変圧器) 容量 1,330kVA (動力用 400kVA2 台、動力用 200kVA1 台、動力用 300kVA1 台、電灯用 30kVA1 台)
- ウ 契約電力 500kW
- エ 非常用発電機 なし
- オ その他 令和 3 年 9 月 30 日 24 時をもって廃止 (給電停止) 予定である。保安全管理業務外部委託契約解除報告の提出は、受託者が行い、自家用電気工作物廃止報告の提出は、委託者にて行う。
- (6) 片山浄水所【新設】 (吹田市朝日が丘町 25 番 1 号)
- ア 受電電圧 6,600V
- イ 設備 (変圧器) 容量 3,200kVA (動力用 1,000kVA2 台、動力用 300kVA4 台)
- ウ 契約電力 790kW (予定)
- エ 非常用発電機容量 1,250kVA
- オ その他 令和 3 年 10 月 1 日 0 時から供用開始予定である。これに伴う届出など諸手続きは、業務対象とする。ただし、竣工検査 (工事中点検含む) は、業務対象外である。
- (7) 泉浄水所 (吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号)
- ア 受電電圧 6,600V
- イ 設備 (変圧器) 容量 4,790kVA (動力用 750kVA4 台、動力用 400kVA3 台、動力用 150kVA1 台、動力用 100kVA2 台、照明用 100kVA1 台、照明用 50kVA1 台、照明用 30kVA3 台)
- ウ 契約電力 1,050kW
- エ 非常用発電機容量 875kW
- オ 柱上変圧器 あり

カ その他 年次点検は、水道施設の運用に支障がないように 4 回
(第 1 電気室、第 2 電気室、第 3 電気室、発電機棟)
に分けて実施すること。

(8) 水道部庁舎 (吹田市南吹田 3 丁目 3 番 60 号)

ア 受電電圧 6,600V

イ 設備 (変圧器) 容量 850kVA (動力用 300kVA1 台、動力用 200kVA1 台、
照明用 150kVA1 台、電灯用 100kVA2 台)

ウ 契約電力 172kW

エ 非常用発電機容量 なし → 55kVA

オ その他 別途、工事「部庁舎受変電設備更新工事 (受注者: 三菱電機プラントエンジニアリング(株)西日本本部)」で、
設備容量同等で非常用発電機 55kVA を新設する予定で
ある。この工事に伴う竣工検査 (工事中点検含む) は、
業務対象外であるが、届出など諸手続きは、業務対象と
する。

4 (提出書類)

提出書類は下記のとおりとする。変更があれば、遅延なく再提出すること。

(1) 業務責任者届

業務開始前に提出すること。

(2) 緊急体制表

業務開始前に提出すること。

(3) 業務計画書

業務開始前に提出すること。

(4) 点検予定表 (月次・年次)

毎月、次月の月次点検予定表を提出すること。

毎年度、年間の年次点検予定表を提出すること。

(5) 点検報告書 (月次・年次)

(6) 作業要領書

年次点検前 (点検日の 30 日前) に提出すること

(7) 絶縁用保護具の絶縁耐力試験報告書

(8) 試験機器の校正報告書

(9) 分電盤位置図及び機器配置図

(10) その他、本市担当職員が指定する書類

以上